(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び鹿沼市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十二年二月十二日

農林水産大臣　赤松　広隆

一(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　栃木県鹿沼市（次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　水源のかん養

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

(1)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び鹿沼市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百二十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十二年二月十二日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　栃木県那須郡那須町（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。

那須町（次の図に示す部分に限る。）

2　次の森林については、主伐は、択伐による。

那須町（次の図に示す部分に限る。）

3　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

4　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

5　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び那須町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百二十一号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第十七条の六第一項の規定に基づき、株式会社オーガニック認定機構が認定に関する業務を行う事業所について、平成二十二年二月一日をもってその所在地を次のとおり変更する届出があったので、同条第二項の規定に基づき公示する。

平成二十二年二月十二日

変更前の事業所の所在地

福岡県大野城市南ケ丘二丁目二十三番十四号

変更後の事業所の所在地

福岡県福岡市博多区比恵町一―八

農林水産大臣　赤松　広隆

○農林水産省告示第三百二十二号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第十七条の六第一項の規定に基づき、スオロ・エ・サルーテ有限会社が認定に関する業務を行う事業所について、平成二十二年一月四日をもってその所在地を次のとおり変更する届出があったので、同条第二項の規定に基づき公示する。

平成二十二年二月十二日

変更前の事業所の所在地

イタリア共和国　ペーサロ・ウルビーノ県ファーノ市パオロ・ボルセリーノ通り　十二／B

変更後の事業所の所在地

イタリア共和国　ボローニャ県サッソ・マルコーニ市サン・ロレンツォ通り　一

○経済産業省告示第十八号

電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第八十九条の規定に基づき、次の者を同法第五十七条の二第一項の登録調査機関として登録をしたので、同法第百十二条の二第二号の規定に基づき、公示する。

平成二十二年二月十二日

経済産業大臣　直嶋　正行

名称	主たる事務所の所在地	登録年月日
関電サービス株式会社	大阪府大阪市北区西天満五丁目十四番十号	平成二十二年二月十二日
北海道電気工事業工業組合	北海道札幌市中央区大通東三丁目二番地北海道電気会館	平成二十二年二月十二日
長崎県電気工事業工業組合	長崎県長崎市宝栄町二十三番二十三号	平成二十二年二月十二日

○経済産業省告示第十九号

エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第三十九条の規定に基づき、次に掲げる者を登録調査機関として登録したので、同法第五十条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成二十二年二月十二日

経済産業大臣　直嶋　正行

氏名又は名称	住所	代表者の氏名	確認調査の業務を行う事務所の名称	確認調査の業務を行う事務所の所在地	登録をした年月日
エネサーブ株式会社	滋賀県大津市月輪二丁目19番6号	木下　賀夫	エネサーブ株式会社　本店	滋賀県大津市月輪二丁目19番6号	平成二十一年十二月十八日

○経済産業省告示第二十号

電気用品安全法（昭和三十六年法律第二百三十四号）第四十二条の三第二項において準用する第三十六条の規定により、適合性検査の業務の全部を廃止する旨の届出があったので、同法第四十四条第四号の規定に基づき公示する。

平成二十二年二月十二日

経済産業大臣　直嶋　正行

(一)　外国登録検査機関の名称及び住所

テュフ　ラインランド　プロダクト　セーフティー　ゲーエムベーハー

アムグラウエンシュタイン、51105ケルン、ドイツ連邦共和国

(二)　廃止する適合性検査業務の範囲

一　電線（電気用品の技術上の基準を定める省令（昭和三十七年通商産業省令第八十五号。以下「基準省令」という。）第二項に係るものに限る。）

二　ヒューズ（基準省令第二項に係るものに限る。）